



# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所

☎0282 (22) 4131

## 国民年金保険料免除制度

国民年金保険料免除制度とは、経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難なとき、申請により、保険料の納付が免除または猶予される制度です。

免除の申請期間に対応する前年の所得額により審査が行われ、全額免除、納付猶予及び一部免除に分かれます。

### 全額免除制度

申請者ご本人と配偶者及び世帯主の方の所得が基準の範囲内である場合、保険料の全額が免除されます。

保険料を全額納付したときを1とすると、免除された期間分の将来の年金受給額は、2分の1として計算されます。

### 納付猶予制度

学生を除く50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が基準の範囲内（全額免除の所得基準と同じ）である場合、保険料の納付が猶予されます。

納付猶予された期間は、老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

### 全額免除・納付猶予となる所得の「めやす」

前年所得が、次の計算式で計算した金額以下であること（7月から計算式が変更）  
 $(\text{扶養親族の数} + 1) \times 35\text{万円} + 32\text{万円}$  ※6月までは22万円。



### 一部免除（一部納付）制度

この制度では、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除されます。

一部免除は3種類あります。保険料を全額納付したときを1とすると、一部免除された期間分の将来の年金受給額は次のように計算されます。

- 4分の3免除 年金受給額は8分の5
- 半額免除 年金受給額は8分の6
- 4分の1免除 年金受給額は8分の7



### 納付忘れに要注意

一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の免除が無効となり、未納と同じ扱いとなります。そのため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取れなくなる場合があります。納付忘れのないようご注意ください。

### 一部免除となる所得の「めやす」

前年所得が、次の計算式で計算した金額以下であること（7月から計算式が変更）

- 4分の3免除  
88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など  
※6月までは78万円。
- 半額免除  
128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など  
※6月までは118万円。
- 4分の1免除  
168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など  
※6月までは158万円。

### 失業・退職した方には特例免除制度

失業や退職した年の翌々年の6月まで利用できる制度です。本人と配偶者、世帯主の前年所得から、失業または退職した方の所得を控除した額が、一定額以下であれば免除されます。

免除の申請は2年1か月前の月分までさかのぼって行うことができますが、申請が遅れると、万一の際に障がい年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

### ■令和4年6月分までの申請期間

7月1日(木)～

### ■申請先 市民課

■必要なもの 印鑑、年金手帳、雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証（失業した場合）

※公務員は退職の辞令が必要です。

### 法定免除制度

障がい基礎年金・障がい厚生（共済）年金を受けている方で、障がい等級が1級または2級の方は、保険料の納付が法律によって免除されます。

生活保護法による生活扶助を受けている方も免除されます。

### ■必要なもの

印鑑、年金手帳年金証書（障がい基礎年金、障がい厚生（共済）年金を受けている方）

■申請先 市民課